

9. Q&A

(1) 社会的割引率について

Q1.1

昨今の低金利を踏まえると、4%の設定値は高すぎるのではないか。

A1.1：他事業のマニュアルとの整合を取って設定したものであり、社会情勢の変化に応じて、適時見直しを行う。なお、社会的割引率は、国民経済的な観点から定められるものであって、水道事業者が独自に定める性質のものではない（第I編共通事項 2-3.現在価値化の方法を参照のこと）。

(2) 算定期間について

Q2.1

算定期間が50年間とあるが、50年間もの需要予測は難しいのではないか。

A2.1：需要予測値は、計画目標年度以降は一定とする。

算定期間を50年間としているのは、施設の供用期間と対比させて投資に対する便益を算定するためであって、その間の計画策定を求めているわけではない。したがって、需要予測等は、当該事業の計画目標年度まで行い、以降は、需要水量等を一定と設定する。但し、需要予測については、直近の実績値に基づいた、合理的なものである必要がある（第I編共通事項 2-3.現在価値化の方法を参照のこと）。

Q2.2

特定広域化事業で、受水団体により受水開始年度が異なるが、その場合の算定期間の考え方はどうするか。

A2.2：当該事業の完了時から50年間とする。

例えば、最終の送水管整備が完了した時点から50年間が算定期間となる。

(3) 複数の事業の再評価を行う場合

Q3.1

新規水源として、複数の事業が同時進行している場合、減・断水被害を算定するに当たって、事業を実施しない場合（without）はどのように考えるか。参画中の水源がすべてない場合を想定するのか。

A3.1：国庫補助の対象となっているダム事業がない場合を想定して、渇水による減・断水被害を算定する。複数の事業が同時並行している場合には、原則として、それぞれの事業ごとに評価するものとするが、それによりがたい場合は、その理由を明示し、複数の事業で併せて評価を行ってもよい。

(4) 残事業の投資効率性について

Q4.1

残事業の投資効率性を算定する際に、中止した場合の費用及び便益を算定する必要があるが、ダム事業等で事業者が異なる場合、水道事業者が算定するのは難しいのではないか。

A4.1：可能な範囲で算定するが、難しい場合は、中止した場合の費用を見込まない。

残事業の投資効率性(B/C)を算定する際に、中止した費用を割愛することは、B/Cが実際よりも低く算定される。したがって、評価としては安全側と考え、マニュアルでは、ダム事業において、中止した場合の費用を計上しないことも認めるとしている（第I編共通事項 3-3.事業再評価時の留意事項を参照のこと）。

(5) 便益の加算について

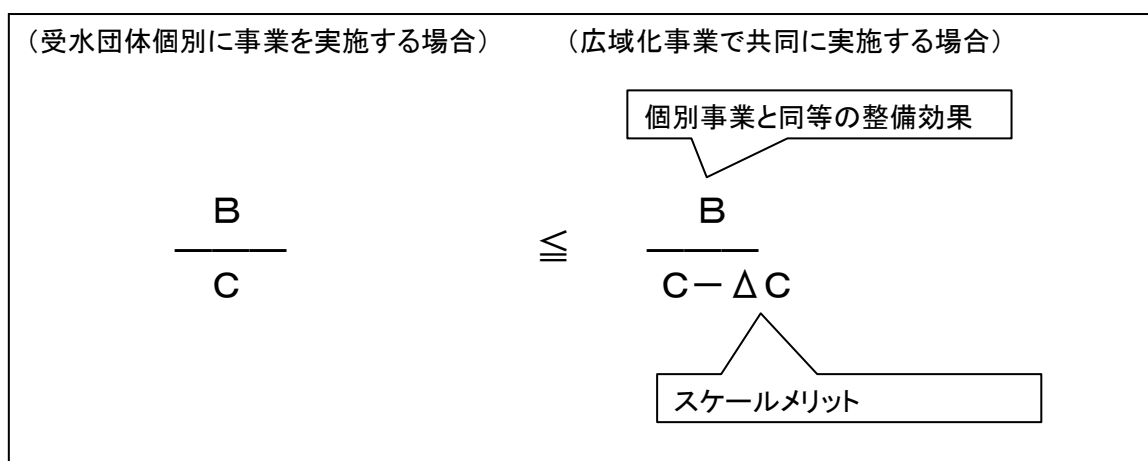
Q5.1

特定広域化事業などで、共同事業によるスケールメリットを便益に加算すべきではないか。

A5.1：加算できない。

共同化によるスケールメリットは、費用に反映されているので、さらに便益として加算することはできない（下図参照）。事業そのものの効果を否定するものではないが、費用対便益を計算する際には加算することはできない。

簡易水道の再編事業においても同様に、単独整備と比較してのスケールメリット分は便益とすることはできない。



Q5.2

耐震化事業の便益には、病院への給水（医療用水の確保）、消火用水の確保など、多面的な便益があるのではないか

A5.2：根拠を付けて、独自に便益を算定することを認める。